

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について

令和元年7月1日
経済産業省
安全保障貿易審査課

1. 目的

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理制度は、国際的な信頼関係を土台として構築されていますが、関係省庁で検討を行った結果、日韓間の信頼関係が著しく損なわれたと言わざるを得ない状況です。

こうした中で、大韓民国との信頼関係の下に輸出管理に取り組むことが困難になっていることに加え、大韓民国に関連する輸出管理をめぐり不適切な事案が発生したこともあり、輸出管理を適切に実施する観点から、下記のとおり、厳格な制度の運用を行うこととします。

2. 主な改正点

(1) 特定品目の包括許可から個別許可への切替え

フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの3品目について、大韓民国向け輸出及びこれらの関連技術の移転を一般包括許可及び特別一般包括許可の制度の対象から外し、個別許可申請を求め、輸出審査を行うこととします。

<3品目の輸出令別表及び貨物等省令の該当箇所>

- フッ化水素 : 輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第1号へ
- フッ化ポリイミド : 輸出令別表第1の5の項(17)、貨物等省令第4条第14号ロ
- レジスト : 輸出令別表第1の7の項(19)、貨物等省令第6条第19号

※輸出令 : 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)

※貨物等省令 : 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)

(2) 特定品目の申請窓口の変更

フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの3品目について、大韓民国向けの輸出許可申請窓口を、経済産業局及び通商事務所から、本省安全保障貿易審査課に変更することとします。

3. スケジュール

令和元年7月1日(月) 公布
7月4日(木) 施行

(以上)